

標準化委員会細則

(構成)

第1条 医療情報標準化推進協議会（以下、HELICS協議会）会則第15条第4項の規定に基づき、HELICS協議会に標準化委員会（本委員会と称す）を置く。

2 会長、副会長、若干名の理事、会長が必要と認めた若干名の委員およびオブザーバを含めて、標準化委員会を構成し、理事会で承認を得る。

3 本委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(目的)

第2条 本委員会は、医療情報標準化推進協議会の長期的方針の策定、標準規格の提案勧告や標準規格の粒度の調整などを行い、同時に関連する団体との協議を行い、協議結果を理事会へ勧告する。

(開催)

第3条 委員長が必要に応じて本委員会を招集し、定足数は委員の2/3以上の出席をもって成立する。

(委員長・議長および議決)

第4条 本委員会の委員の互選で委員長を決め、委員長が議長を兼ねる。

2 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

(改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2017年10月13日をもって実施する。